

(別紙)

建 第 2 4 9 6 号  
令和 2 年 3 月 2 5 日

八千代市耐震改修促進計画に定める「八千代市危険コンクリート  
ブロック塀等撤去費補助制度」の対象となる避難路について

八千代市耐震改修促進計画第 3-6-(4) ブロック塀等の安全対策に記載の  
「八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助制度」の対象となる避難  
路について、下記のとおり定める。

## 記

### 1 避難路の指定

- (1) 八千代市耐震改修促進計画で定める「沿道の建築物の耐震化を図ること  
が必要な道路」
- (2) 通学路
- (3) 建築物から避難場所等<sup>※1</sup>までの避難経路となる道路等<sup>※2</sup>

#### ※1 避難場所等：

八千代市地域防災計画で定めた一時避難場所、広域避難場所、避難所及び福祉避難所をいう。

#### ※2 道路等：

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項に規定する道路（同条第 2 項又は第 4 項の規定により同条第 1 項の道路とみなされるものを含む。）及び同法第 43 条第 2 項第 1 号の規定により特定行政庁が認定した建築物に係る道並びに同項第 2 号の規定により特定行政庁が許可した建築物に係る空地をいう。

### 2 理由

上記の避難路は、地震等災害時に避難上重要となるため。